

保育刷新の一指標

——新制師範學校に於ける保育實習要項を中心として——

奈良女子高等師範學校教授
附屬幼稚園主事 小川正通

一 はしがき

米・英撃滅の聖戦が我が國運を賭して戦はれてゐる今日、國民教育體制も亦完勝を目指して着々整備せられつゝあるこゝは、當然でなければならぬ。その意味に於て、國民學校教育制度の確立に次いで、今回新制師範學校が樹立されたこゝは、誠に機宜を得たものといふべきである。而して新制師範學校は、「師範學校ハ皇國ノ道ニ則リテ國民學校教員タルベキ者ノ鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス」(師範教育令第一條)とその指導精神を明確にし、官立に移管され、専門學校程度に昇格した。それは我が國教育制度史上劃期的な意義を有するものであるが、それと保育との關聯に就ても亦一大進展を爲したのである。即ち統後施設として、愈々その國家的重要性を加ふるに至つた保育機關との關係に於ても、新制師範學校は注目すべき幾多の内容を包含してゐるからである。

私は先に雑誌「保育」七月號に於て、「學制改革と保育」(今回の女子教育の改革と保育施設)を題して、新制師範學校と保育機關との關係にも論及したのである。然しその際は、主として保育の制度問題を採り擧げ、保育の理念、内容及び方法等に互つて詳論する餘裕を有しなかつた。従つて今回は、先に唯題目のみを掲げて、故意に省略して置いた新制師範學校に於ける「教科教授及び修練指導要目」中の「保育實習」を中心として、かやうな問題を考究して見たいと思ふのである。蓋しそれは、我が國保育の刷新方向を明らかに示唆してゐるを考へるからである。

尙ほ論述を進めるに當つて、必要な限りに於ては、先の拙稿と一部分重複せざるを得ないこゝを、豫め斷つて置く。

二、保育の新天地

從來も雖も師範學校に於て、保育並に保育實習を決して輕視してゐたのではない。然し新制師範學校に於ては、こ

れが著しく強化、組織化されるに至つたのである。さて新制師範學校に於ける女生徒に對しては、高等女學校に於けると同様、家政科を極めて重視してゐる。かやうな意味である今回の女子教育の改革は、家政科を中軸とする改革であるといつても過言ではないと思ふ。而してその家政科中に於て、保育との聯繫の緊密化を圖つてゐるのである。即ち「師範學校教科教授及び修練指導要目」を見るに、女子部豫科の家政科育児に於て、乳幼児保育の國家的意義、母性の地位の重大性及び家庭に於ける保育の緊要なる所以を解明すると共に、その教授上の注意事項の一として、「常設又ハ季節ノ保育施設、乳兒院：：等ト連絡シ：：乳幼兒ノ家庭ヲ訪問スル等適當ナル方法ヲ講ジテ育児ノ實習ヲ爲サシメ保育ノ實際ニ慣レシムベシ」ニ述べ、家政科家庭の教授上の注意に於ても、「幼稚園又ハ常設若ハ季節ノ保育所ト連絡シテ幼児保育ノ實際ヲ見學及實習セシムベシ」ニ明示してゐる。又本科の家政科育児保健に於ても、繰返し乳幼児保育の重要性を強調してゐるし、隨時修練中に於ても、農村勤勞作業の事例として、農村託兒をも掲げてゐるのである。

又本科第二學年の教育科教育中の教育の要義に於ては、男女生徒に對して、「幼稚園ノ保育」をいふ項目の下に、(一) 幼児保育ノ國家的重要性、(二) 幼稚園及保育所、(三) 幼稚園ニ於ケル保育ノ方法ト其ノ施設等、に關して授けること

になつた。

然し更に注目すべきは、新制師範學校に於ける教育實習中の保育實習の新地位である。今や保育實習は、相當強化され且つ組織化せらるゝに至つた。即ち「本科最高學年ニ在學スル生徒ニハ教育實習ヲ行ハシム」るのであるが、「本科最高學年ニ在學スル女生徒ニハ前項ノ教育實習ト併セテ保育實習ヲ行ハシム」(以上師範學校規程第二十條)ニ規定した。而して「保育實習ハ附屬幼稚園又ハ代用附屬幼稚園ニ於テ之ヲ行ハシム」るのであるが、そののみならず又「：：學校長ノ指定シタル：：幼稚園ニ於テ：：保育實習ヲ行ハシム」(以上師範學校規程第二十一條)るのである。勿論「師範學校ニ附屬幼稚園ヲ置クコトヲ得」(師範教育令第九條)るのであるが、現在師範學校女子部四十七中に於て、附屬幼稚園を有するものは、二十六に過ぎず、尙ほ二十一はこれを有してゐない。近き將來女子部には、保育實習に充つる爲の附屬幼稚園或は少くも代用附屬幼稚園が、全部設置せられるに至るであらうし、又設置せられねばならぬであらう。師範教育令中には、師範學校の代用附屬幼稚園に關し何等言及してゐない——女子高等師範學校に就ては新に規定した——ことは、一應理解に苦しむのであるが、然し却つてそれは、代用でない附屬幼稚園の設置を第一次的に要望してゐる證左であるのかも知れない。又代用附屬幼稚園

園にしても、學校長の指定する幼稚園にしても、これが設置、指定の際には、附屬幼稚園ミ環境を異にせる地域、即ち農村或は工場街、細民街等に於て、これを行ふべきであらう。かやうな地域の幼稚園に於て、保育實習を行ふことにより、生徒は愈々保育の眞諦を把握し得るを考へられるからである。

從來師範學校に於ける保姆は、附屬幼稚園幼兒の保育を掌る(公立學校職員制第十條)ここにその任務が限定されてゐたが、今回の改正によつて、「保姆ハ上官ノ命ヲ承ケ附屬幼稚園幼兒ノ保育ヲ掌リ兼テ本科生徒ノ保育實習ヲ監督ス」(文部省直轄諸學校官制第十一條ノ二)に新に本科生徒の保育實習に對する監督をもその任務に加へたのである。又從來附屬國民學校主事の兼務であつた附屬幼稚園主事(公立學校職員制第六條)は、女子高等師範學校に於けると同様に、文部大臣の命により教官中から定められ、その事務を掌るこゝが出来る(文部省直轄諸學校官制第十八條)ここに改正せられた。これは共に、保育の國家的重要性に鑑み、附屬幼稚園の重視竝に本科生徒の保育實習の徹底の爲の施策であるを見て差支ないであらう、さて「教育實習及保育實習ヲ行ハシムベキ期間ハ各生徒ニ付凡ソ十二週トス」(師範學校規程第二十一條)を規定し、更に「教科教授及修練指導要目」中の教育實習の項に於て、その指導要旨、

指導方針と共に指導期間をも定めて、指導期間はこれを四期に分ち、「女子ニ在リテハ第二期以後適當ナル時期ニ於テ約二週保育實習ヲ課スベシ」を保育實習に充當すべき期間を明示したのである。女子師範學校に於ては、從來も本科第一部第五學年及び同第二部第二學年の教育實習八週乃至十週中に於て、保育實習を課するこゝにはなつてゐたが、これに何週を充つべきかに關しては、特に指示するところもなく不備であつた。新規定の教育實習十二週中に於ける約二週の保育實習では、勿論充分とはいひ得ざるべく、必要なる最少限度であると思ふが、歓迎すべきである。更に「男子ニ在リテモ適宜幼兒保育ノ實際ヲ實習又ハ見學セシムベシ」を附加してゐるこゝは、幼兒保育を國民學校教育との聯繫の必要性を指示するものとして、注目に價する。幼兒保育は國民學校教育の根基として、國民學校訓導たらんとするものは、凡てその概略に通ずるを必要とするのみならず、殊に女生徒はその母性的任務の自覺の爲に又保姆たるこゝもなきにしもあらずであるから、特に保育竝に保育實習を強化せしむるこゝにしたのである。要するに新制師範學校に於ける保育の新しい地位、如何に從來に比し保育實習を重視するに至つたかに就ては、こゝにその一斑を推察し得ると思ふ。

三、保育實習の要項

以上を地盤として、師範學校に於ては、保育實習を生徒に行はしむるのであるが、次に然らばそれを如何なる理念の下に、如何なる形態、方式に於て課さんとするのであるか。

吾々はそれを「教科教授及修練指導要目」中に於ける「保育實習」の「指導事項」及び「指導上ノ注意」に於て、明瞭に認識することが出来る。従つて次にその全文を掲げることにしよう。

保育實習

指導事項

一、指示及講話 (一) 保育の心構態度を保育上の諸注意、(二) 保育計畫の基本様式を保育案の立て方

二、見習 保姆の保育方法を見習ふと共に幼児を観察するここに意を注がしむ

三、實地練習 (一) 生活訓練を基本とし綜合保育の修練を爲さしむ、(二) 幼児の心身發達の程度に應じて適切なる保育實習を爲さしむ

(三) 幼児の家庭環境を顧慮し特に社會的・保健的見地より適切なる保育實習を爲さしむ

指導上の注意

一、皇國民の鍊成に於ける幼児保育の重要性を其の特質を會得せしめ國民保育の自覺に導くべし

一、日常生活に於ける躰の緊要なる所以を知らしめ特に國民的心情の啓培、保健衛生及社會性に關する躰に付適切なる指導を爲すべし

一、保育案の中心項目を談話、遊戲、音樂、觀察、手技等を通じて綜合的具體的に發展せしむる練習を爲さしめ且つ自由遊びの指導法に付て習得せしむべし

一、幼児の身邊に絶えず留意しその周到なる世話を爲し親身を以て幼児に接するの態度を養ふに力め特に幼児の健康状態に細心の注意を拂ひ事情に應じて適切なる措置を講ずるの修練を爲さしむべし

一、幼児を共にし幼児に對する理解を深からしむると共に幼児の活動性を躰の上に活用して良習慣に導くの態度を養ふべし

一、農繁期保育實習、家政科育兒實習等と緊密に關聯せしめて保育の要諦を會得せしむるに力むべし

一、家庭との連絡に付て指導し特に母親教育の緊要なる所以を知らしむべし

これは保育實習に當つて、師範學校の教官が、必ずしも保姆たることを目標としてゐない生徒に對して指導する事項及指導上の注意事項である。即ち幼稚園保育刷新を端的に意圖するものでなく、いはゞ女子教育刷新の爲の保育との聯繫強化の方策に過ぎないといへるのである。而も

その性質上保育制度刷新の問題に關しては、何等觸れてゐないのは當然である。又早急に定めたまひえ、その表現法が稍々杜撰で字句も充分練れてゐない根柢もなくはない。然しながら、これは、現行幼稚園法規の背後に潜在してゐる舊保育觀を明らかに清算、拂拭してゐる點に於て、先づ注目すべきであらう。即ちこゝに保育理念が明確に規定せられてゐるし、更に從來の幼稚園保育に於ける種々の缺陷並に幼稚園法規の不備を排除補充して、保育の内容及方法等に互る刷新方向が明示せられてゐる。これを要するに現下國家の意圖する保育刷新の、少くも一指標をば、こゝに窺知することが出来るのであつて、従つて又現行幼稚園法規の近き將來に於ける改正方向をも或る程度指示してゐるを考へるのである。

故に私は、我が國幼児保育刷新の觀點から、これが解説を、而もそれに一應の體系を與へつゝ、又若干の批評をも併せ加へつゝ試みたいと思ふのである。

四、保育理念の確立

決戦下必須なる銃後施設として幼児保育機關の普及、發達は、誠に驚異的であり、前古未曾有である。この時に當つて、保育理念の確立こそ、その前提條件でなければならぬ。

抑々明治當初我が國は、英、米、露等の侵略、植民地化を

防止せんが爲、富國強兵策を採り、我が國社會を一日も早く近代化、所謂文明開化に導く必要に迫られてゐたのである。従つて明治五年に頒布せられた我が國「學制」も亦その根柢に於て、西洋流の個人主義、自由主義、人道主義的立場を輸入、採用せざるを得なかつたことは、當時にして止むを得ない事情であつた。かくて徳川封建社會に於て、専ら「家の子」或は「親の子」にして考へられてゐた兒童、幼兒は、今や子供としての独自の價値を個性を發見せられ、家や親との繋がりよりも、寧ろ「子供自體」にして尊重せられるに至つた。かゝる世界觀、人間觀、社會觀、幼兒觀を背景として、我が國保育界に、フレーベル流のキリスト教的幼稚園思想、自己活動的神性啓培觀も、ルソーやエレン・ケイ流の自然主義的・自由主義的幼兒教育思想も、モンテッソーリ流の自動教育思想も、將又アメリカ流の幼兒中心主義も、幼兒本位の思想、個性本位の思想も、滔々として浸潤し來つて、昭和の初めまで支配してゐたといふことが出來よう。かくて幼稚園をもつて、動もすれば唯幼兒を喜ばしめ、樂しましむる樂園たれば、足りるこさへ信ぜしむるに至つたのである。

他方又、明治以降の我が國に於ける資本主義的近代産業の急激なる發展は、その半面に於て、必然的に種々の缺陷をも將來せざるを得なかつた。その一として、前述の如く

明治の新時代になつて新に發見せられた哲の幼児が屢々危險にして且つ不潔な工場街や細民街等に放置せられ、又田畠の畦等を徒らに彷徨するが如き慘狀を呈するに至つた。かくてかやうな哀れな幼児を保護、救濟し、兩親の經濟生活を緩和するこゝが、社會の等閑に附するを得ない問題となつて來た。こゝに人道主義的、慈善主義的、博愛主義的立場よりの幼児の保護、救濟を目標とする保育施設の發達をもたらししたのである。

前者を保育施設に對する教育的要求、後者を社會的要求と假稱するならば、この兩要求に基づいて我が國幼児保育機關は、今日まで發達して來たといふこゝが出來よう。勿論兩要求が多年に亙り歩み寄りなしたにも拘らず、その努力殆ど成功せず、主として第一の要求を充足して來たものが、教育施設としての幼稚園の發達であり、主として第二の要求を充足して來たものが、社會事業、社會施設としての託兒所(保育所)の發達である。こゝに今日に於ても尙ほ兩保育施設の性格上の相違を露呈してゐるのである。成程この兩施設は、共に我が國幼児保育の進展に對して、寄與するところ決して僅少ではなかつた。然しながら又それは、共に西洋流の個人主義、自由主義、キリスト教的人道主義思想を背景とする世界觀、人間觀、教育觀、幼兒觀、從つて保育觀を基調とせるものであつて、我が國幼児保育本來

の指導精神、理念とは、全く相容れないものといはざるを得ないのである。

今や我が國の世界に於ける地位は、急激に變化し、國民の自覺は、深化、徹底するに至つた。かくて我が國の國民精神を體し、日本世界觀を堅持して、この立場より國民教育體制を再建しつゝあるのである。從つて幼兒觀、保育觀も轉回して、保育機關に對する要望も新しい而も我が本來の國家的立場からなされるに至つた。即ち幼兒は、「家の子」、「親の子」に違ひないし、又「子供自體」を見るこゝも或は可能であるにしても、いづれにも増して、「國の子」、「ミクニノコドモ」、吾々が「御國からお預りした子供」でなければならぬ。やがて大東亞共榮圈の指導者、世界新秩序の建設者として、皇運を無窮に扶翼し奉るべき偉大なる任務を擔ふ皇國の子であるからである。かやうな幼兒觀に立脚せる保育觀の下、保育機關は、皇國民の鍊成を目標とすべきこゝも明白であらう。而してこの幼兒觀、保育觀こそ、長い歴史の間に多少の變遷、起伏があつたにせよ、私は我が國本來の傳統思想であり、國民精神の本流であるを確信するものである。蓋し我が國古來の美はしい愛育の傳統は、畢竟我が國の家族制度の眞髓、即ち我が國の家が皇室と連る君民一體の我が國體の精華に淵源するものも考へるからである。かゝる意味に於て、徳川封建社會以降昭和の初め

までその主流をなして来た幼児觀、保育觀は、共に誤謬に陥つてゐたといはざるを得ないのである。戰局愈々苛烈を極めてゐる今日、吾々保育關係者は、我が國家的立場よりの幼児觀、保育觀を明確に把握して、日々の保育に従事するのでなければならぬ。近時、國民保育、皇道保育等の叫びが揚げられ、又國民幼稚園、國民保育所等の提唱が爲されてゐる所以も、正しくこゝにあるのである。

元來國民學校教育は、我が國教育體系の根柢をなすものであり、従つて又國民學校教育の根本精神は、我が國一切の教育、凡ての教育施設を貫通してゐなければならぬ。然るに「國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ……國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス」(國民學校令第一條)るのであるから、國民學校教育の更に根基としての幼児保育機關は、皇國の道に則つて國民の基礎的鍊成の素地培養を目的と爲すといふべきであらう。而もそれは同時に、刻下の要請たる戦力増強上の勞働力の保證たるにふさはしい施設でもなければならぬのである。既に昭和十三年教育審議會が政府に答申した、「幼稚園ニ關スル要綱」の前文に於ても、國民學校教育ニ相俟つて、國民育成の素地を培ふものとしての就學前教育の整備が、皇國の發展の爲須要の時務であるを述べてゐる。然るに大正十五年に制定せられ、その後尙ほ改正を見てゐない現行幼稚園令第一條は、「幼稚園ハ幼児ヲ保育

シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」と述べてゐるに過ぎない。一體この規定は、多少の字句の相違は別として明治三十二年の幼稚園保育及設備規程以降殆き不動の表現であつて、こゝには我が國の保育理念は、見出し得べくもない。それは舊幼児觀、舊保育觀に基づく表現であるといつても、何人も抗辯し得ないであらう。従つて幼稚園の目的規定は、新しい保育理念の下速かに改正すべきであり、これが改正私案は、私の夙に提唱するところである。然しながら今回は、目的規定の問題に就てこれ以上詳論を避けることにする。

かくて師範學校に於ける保育實習の「指導上ノ注意」の第一項には、「皇國民ノ鍊成ニ於ケル幼児保育ノ重要性ト其ノ特質トヲ會得セシメ國民保育ノ自覺ニ導クベシ」を強調してゐるのである。こゝに吾々の探るべき幼児觀、保育觀、保育理念は、炳として明らかであらう。而して我が國保育機關の内容も、方法も、制度も、設備も凡てこの保育理念によつて一貫せらるべく、従つて又從來の保育機關は、この保育理念の下、その全般に亘つて刷新振興せられねばならないのである。

尙ほ一言すれば、去る九月大政翼贊會から政府に對して上申した「國民ノ教養鍊成ニ關スル調査報告書」中に於ても、就學前の保育施設が國家的に幼児を保育せんことを要

望してゐるこゝである。

五、保育内容の刷新

(一) 屢々保育は、幼児の生活訓練であり、生活指導を行ふものであるといはれる。誠にその通りであるが、然し幼児の生活訓練とは、幼児の單なる自然的な生活即ち自然主義的、個人主義的、幼児本位的な生活の助長ではなく、幼児の自然的な生活を一應その基盤とするも、これが指導、訓練の立場は、あくまでも皇國民鍊成の立場即ち前述の保育理念に貫かれてゐなければならぬ。いはゞ價値的立場から事實としての幼児の生活を包攝するのである。一般に保育作用又は、保育活動は、躑、保健及保育項目の三方面に分たれるにしても、この三方面は、渾然一體幼児の生活指導を中心に綜合せられ、畢竟皇國民の基礎的鍊成の素地培養に歸一し、以て大東亞共榮圈の指導者たる基礎的資質の啓培に貢獻すべきである。元來幼児の心は、尙ほ主客未分の閉じた統一、未分化的統一をその一特色としてゐるのであつて、かやうな幼児に對しての保育作用が、その分離、獨立を許されぬこゝは、幼児心理の上から自明のこゝであらう。かくて「指導事項」の第三項實地修練の第一號に、「生活訓練ヲ基本トシ綜合保育ノ修練ヲ爲サシム」ニ述べてゐるのであらうと思ふ。國民學校に於ても、「心身ヲ一體トシテ教育シ教授、訓練、養護ノ分離ヲ避ケベシ」(國民學校令

施行規則第一條第四項)を規定してゐるこゝを想起すべきである。

(二) 次に保育作用の一方面としての躑は、幼児の心身を一つに結ぶ作用に他ならぬのであつて、結局幼児の生活訓練の主體を爲すものである。換言すれば、躑が、幼児を皇國民たらしむるの直接の通路を爲すものともいふを得よう。なぜならば家庭に於て漸くその萌芽が養はれ始めた幼児の皇國民としての意識、性格、心構、態度及各種の習慣は、躑を通して始めてその基礎が確立せられるからである。殊に決戦下に於ける幼児の躑としては、擊ちて止まむの氣魄、堅忍持久、困苦缺乏に耐ゆるの精神の育成、報恩感謝、物資尊重、節約の念の涵養、服従、勤勞愛好、協力一致の精神の涵養同時に又明朗、快活、親愛、あはてず、こせくせず、おほらかな大國民としての資質の啓培等が要求せられる。又規律、整理、整頓、清潔、行儀、言葉遣ひ等に關する善良なる習慣が育成せられねばならない。躑の施設や機會として、儀式、各種の行事等の價値は高く評價されて然るべきであらう。一體幼児は保育機關に於て、始めて血縁を離れた集團生活を規律的に體驗するものであつて、この始めて體驗する規律的な集團生活の中に、集團生活を通して、又集團の力によつて、幼児は半ば自然的に、半ば意識的、強制的に、紋上の國民の心情、戦時下皇國民

こしての必要なる基礎的資質を形成して行くのである。ここに所謂「善良ナル性情」を習慣とし習慣が涵養せられる。従つて集團生活こそ、幼児を躱ける絶好の機會である。こゝを忘れてはならない。而も諺にいふ「三つ子の魂百まで」に思ひを致すべきであらう。然しながら躱は、必ずしも躱して單獨に爲されるものでなく、保育項目の指導に當つて、又保健との關聯に於て行はれるこゝはいふまでもない。即ち保健衛生に關する種々の躱の如きも、幼児期からこれを徐々に而も確實に築き上げるに若くはないであらう。更に家庭に於ては、その指導の比較的困難な幼児の社會性の訓練にも、保育機關に於ける集團生活は、最も適切な地盤を提

供するものである。保育機關に於て幼児は、不知不識の中に、又或る場合には止むを得ず、他の幼児と仲良く遊び、親しみ合ひ、遊具等も順番に譲り合ひ、又互に助け合つて遊ぶに至り、共同生活の根柢に培ふことが可能であるからである。而してかやうな共同生活、協力の體驗は、それが擴大すれば、隣保相扶、一億一心、八紘爲宇の大精神にも進展して行くのである。かくて「指導上ノ注意」第二項に、「日常生活ニ於ケル躱ノ緊要ナル所以ヲ知ラシメ特ニ國民の心情ノ啓培、保健衛生及社會性ニ關スル躱ニ付適切ナル指導ヲ爲スベシ」を述べてゐるこゝを了解し得るであらう。然しながら決戦下、園児の防空上の避難、待避訓練が喫緊

の要務である今日、「指導上ノ注意」、躱の項に於て、少くも幼児の團體的訓練の重要性に就ても言及すべきではなかつたらうか。

一體保姆は、幼児に常にその生活を共にして、幼児の眞の理解に力むべきは當然であり、又幼児の精神生活の特色である活動性及模倣性等を活用して、善良なる習慣の涵養を圖るべきである。「常ニ幼児ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシムムコトヲ務ムベシ」を幼稚園令施行規則第一條第三項に於て、既に注意を促してゐるが、「指導上ノ注意」第五項に於ては、「幼児ト生活ヲ共ニシ幼児ニ對スル理解ヲ深カラシムルト共ニ幼児ノ活動性ヲ躱ノ上ニ活用シテ良習慣ニ導クノ態度ヲ養フベシ」を更に主張してゐるのであらう。尙ほ幼児の躱に於て、保姆の率先垂範、實踐躬行の必要なるこゝ、忍耐力を要するこゝは、いふまでもないこゝである。

(つづく)